

令和6年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和6年9月18日（水） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時27分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長
逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田善則委員、立石泰広委員、
荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、
水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顕史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齊藤邦明議長、松澤正副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

- 1 9月定例会の付議予定議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、9月定例会県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。サイドブックの「埼玉県議会令和6年9月定例会付議予定議案」のファイルを開き願う。「埼玉県議会令和6年9月定例会付議予定議案件名総括表」である。9月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例7件、工事請負契約の締結4件、事件議決2件の計14件である。

次のページを御覧願う。議案以外では、専決処分報告などの報告事項が20件あり、合わせて34件となる。議案の詳細については、このあと企画財政部長から説明するが、私から主なものを説明する。

はじめに、補正予算案については、県立特別支援学校に通学する医療的ケア児の通学支援の充実や新生児マススクリーニング検査の対象拡大のための予算措置を講じるとともに、公共事業の追加など当面对応すべき事業について補正予算を編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、50億1,156万2千円となったところである。

次に、条例については、新規条例1件を含む7件である。主なものとしては、新たに設置する朝霞児童相談所の所管区域を定めるとともに、川越児童相談所及び所沢児童相談所の所管区域を変更する「埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例」などがある。工事請負契約の締結については、(仮称)川口北警察署庁舎新築工事に係るものなど4件である。このほか、事件議決として、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定するものがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしくお願いする。

企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を御覧いただいている資料により説明する。3ページにある、資料1「埼玉県議会令和6年9月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたい。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく説明する。

4ページを御覧願う。「条例」について説明する。1番は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制定に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料の額等を定めるものである。2番は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、救護施設及び更生施設において、入所者に対する個別支援計画の作成を義務化するものである。5ページを御覧願う。3番は、新たに朝霞児童相談所を設置し、所管区域を朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とするとともに、日高市を川越児童相談所の所管区域から所沢児童相談所の所管区域に変更するものである。4番は、医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付すものである。6ページを御覧願う。5番は、水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格要件の見直しをするものである。6番は、

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。7ページを御覧願う。7番は、水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しをするものである。条例については、以上である。

8ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。1番は、朝霞児童相談所（仮称）新築工事について、変更契約を行うものである。変更内容は、賃金水準及び物価水準の変動に伴いスライド条項を適用することに加え、近隣住民との工事協定締結に時間を要し、工期に遅れが生じたことなどから、請負金額及び履行期限を変更するものである。

2番から4番はいずれも（仮称）川口北警察署庁舎関連である。

2番は、庁舎の新築工事を行うもので、工期は令和9年1月31日までとなっており、請負金額は22億1,100万円、契約の相手方は三ツ和総合建設業協同組合である。

9ページを御覧願う。3番は、庁舎の電気設備工事を行うもので、工期は令和9年1月31日までとなっており、請負金額は7億9,530万円、契約の相手方は株式会社沼尻電気工事である。

4番は、庁舎の空調設備工事を行うもので、工期は令和9年1月31日までとなっており、請負金額は4億7,300万円、契約の相手方は株式会社サイエイヤマトである。

10ページを御覧願う。「事件議決」である。1番は、一般会計及び15の特別会計について、決算の認定を求めるものである。

2番は、総合リハビリテーションセンター病院事業会計など五つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。議案については、以上である。

次の11ページからは「報告事項」である。まず、「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番は、建築基準法の一部改正に伴い必要とされる規定の整備を行ったものである。

12ページを御覧願う。「行政報告書」であり、令和5年度の主要な施策の成果について報告するものである。

13ページを御覧願う。「内部統制評価報告書」であり、財務に関する事務に係る内部統制の体制整備及び運用状況の評価について報告するものである。

14ページを御覧願う。14ページから15ページまでは「継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。

16ページを御覧願う。「基金の運用状況報告」であり、定額運用基金である土地開発基金及び美術作品取得基金について報告するものである。

17ページを御覧願う。「地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学をはじめ合計5法人である。

18ページを御覧願う。「地方独立行政法人の業務実績評価報告」であり、埼玉県立病院機構及び埼玉県立大学の令和5年度の業務実績に関して、評価結果を報告するものである。

19ページを御覧願う。「健全化判断比率等報告」であり、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

20ページを御覧願う。「私債権の放棄に関する報告」であり、令和5年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。

21ページを御覧願う。「施策の実施状況報告」であり、1番は「観光づくりに関する施策」、2番は「農林水産業の振興に関する施策」の実施状況について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。

22ページを御覧願う。資料2「令和6年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1)から(3)までの三つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、説明する。

23ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。

今回の補正予算の規模は、表の補正額の一番下にあるとおり、一般会計で、50億1,156万2千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の一般会計の補正では特定財源である国庫支出金及び県債などを充てている。

24ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について説明する。

まず、「(1) 県立特別支援学校に通学する医療的ケア児の通学支援の充実」についてである。

「ア 通学支援の充実による保護者の経済的負担の軽減」については、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に同乗する看護師の費用負担に係る支援に必要な費用を追加で措置するものである。

次に、「(2) 新生児マススクリーニング検査の対象拡大」についてである。

「ア 新生児マススクリーニング検査に関する実証」については、国の実証事業に参加し、新たに2疾患を追加した新生児マススクリーニング検査の対象をさいたま市を除く県内医療機関等で出生した全新生児に拡大するものである。

25ページを御覧願う。「(3) 公共事業の追加、適正工期の確保」についてである。

「ア 公共事業の内定増に伴う追加工事の実施」については、国庫補助事業の内定増に伴い、道路・街路事業、河川事業の追加工事を実施するものである。

「イ 適正工期の確保」については、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、26ページから28ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、資料1を御覧願う。
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民主フォーラム2名、公明2名、県民1名、改革1名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民主フォーラム1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、改革1名。3日目、自民2名、民主フォーラム1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日に当たる9月24日(火)の正午までとするので、よろしくお願いします。

< 了 承 >

委員長

なお、改革については、私から確認しておく。

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午まで、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午までとなる。したがって、質疑・質問1日目の10月1日(火)に係るものについては、一問一答式の場合は9月26日(木)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、9月27日(金)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 県議会広報テレビ番組の新企画についてだが、資料2を御覧願う。

このテレビ番組の新企画は、本日の各会派代表者会議において提案・了承されたものである。

まず、「1 概要」のとおり、現在、開会日の生中継1時間の枠は、知事提案説明の様子が放送された後、おおむね30分程度は議会案内の放送となっている。この実態を踏まえ、より議会活動をお伝えする放送内容とするため、新たな企画による番組の制作を提案するものである。この新たな番組の制作を行うため、9月定例会と12月定例会における開会日の放送を取りやめることで対応する。

次に、「2 内容」のとおり、番組の構成としては、各会派代表者に御参加いただき、1時間の討論会を実施する。次に、放送予定日は、令和6年12月26日(木)の夜7時から8時までの放送時間を予定しており、事前にテレビ埼玉のスタジオで収録を行う。なお、ファシリテーターは、テレビ埼玉のアナウンサーが行う。

次に、「3 テーマ(案)」だが、一つ目が「災害や危機管理への対応について」、二つ目が「埼玉経済の活性化について」ということで、進めさせていただく。この二つのテーマを、1時間番組の中で各会派代表者には御討論いただく。

なお、テレビ番組の新企画放送に係る監修は、私に御一任願う。県議会広報テレビ番組の新企画については、この資料2のとおり進めさせていただく。

なお、改革及び無所属は、私から連絡しておく。

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、資料を事務局から配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

お配りした資料、本会議のテレビ中継予定(案)を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。一般質問については、1日分を1時間に編集の上、録画放送で、閉会日の委員長報告は生中継で行いたいと存じる。なお、先ほど、宇田

川委員長から説明があったが、今定例会の開会日の生中継は行わない。また、一般質問の録画放送に係る編集に当たり、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね1週間後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、同じく配布した「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の様態等をテレビカメラにより収録させていただき、「9月定例会ダイジェスト」として、10月27日（日）に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、「特別委員会だより」として、11月24日（日）に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

6 第24回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、資料3に基づき、政策調査課長から説明願う。

政策調査課長

資料3を御覧願う。今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。この大会は、共通する政策課題について意見交換を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。

開催日時は、11月12日（火）の午前10時45分から、開催場所は東京都千代田区のベルサール半蔵門である。大会構成は、「地方創生から10年 若者に選ばれ続ける地域づくり（仮題）」と題する基調講演と二つのテーマによる分科会となっている。開催方法は、対面とオンラインによるハイブリッド開催となっており、会場における対面参加は、各都道府県から10名までとなっている。なお、オンラインによる参加については、希望者全員の参加が可能である。どうぞ、よろしくお願いする。

委員長

この件については、議長から、10名の議員を派遣したいとの話があった。

については、派遣予定議員数の10名を各会派別所属議員数により按分し、自民6名、民主フォーラム1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で各会派から御推薦いただくことでよい。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、派遣する議員については、10月1日（火）までに御推薦いただくようお願いする。

なお、会派配分に異動が生じた場合の取り扱いについては、委員長に御一任願う。また、オンラインによる参加希望の照会については、別途、各議員へ事務局から御連絡する。

委員長

7 議員政策研修会の開催についてだが、資料4のとおり、開会日・9月25日（水）の午後1時から開催したい旨、議長から話があったので、議員各位の参加をお願いする。

開催方法は、昨年度と同様、会場での講演と同時にオンライン配信も行う。

また、例年、参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長は、オンライン配信による視聴のみとなるので、御承知おき願う。

委員長

8 閉会中の委員会活動についてだが、資料5のとおり、視察を10月21日（月）に実施したいと考えているがよいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案にしたがって実施していくので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

委員長

9 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月25日（水）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >